

令和5年度 特別養護老人ホーム愛港園 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 施設の基本方針

- (1) 高齢者の尊厳の保持とコンプライアンスの徹底による人権尊重を基礎とした心のこもったケア
- (2) 誰もが理解できる分かりやすいケアシステムによる、十分な説明と同意に基づくサービス提供
- (3) 自然災害発生や新型コロナウイルス流行など不測の事態に陥っても、安全な生活環境のもと生命維持に必要なサービスを提供できる体制を整備
- (4) 情報共有ツールの導入による業務の効率化をすすめ、働きやすい職場環境を職員自らが創造する
- (5) 積極的な情報公開、情報発信による広報活動の推進
- (6) 目標利用率の維持による経営の安定と、安心・安全を最大限確保した生活空間の整備
- (7) 制度の枠にとらわれない豊かな発想による、福祉ニーズへの柔軟な対応
- (8) 職員のセルフチェックによる自発的な業務改善活動の推進
- (9) 委員会活動や内部研修の促進による個々のレベルアップと施設サービスの質的向上
- (10) 業務マニュアルの随時改訂により最新の状態を維持し、一つひとつの業務の趣旨を理解することで本来の目的を明確にし、標準的なサービス手法を徹底する

4. 運営指針

法人理念と基本方針を基軸に、時代とともに変化する社会福祉関連法などを遵守し、適切なサービスを提供していきます。また、有事の際にも業務を継続する体制整備を強化し安全・安心なサービスを提供します。

- (1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

①運営の安定化と永続的なサービス提供の実現

良質なサービスを永続的に実施していくには、まずは安定した収益の確保が必須です。そのため年間利用率95%を最低限確保するとともに、施設設備の修繕費用積立金確保のため96%以上の利用率を目標とします。その実現のために多職種間での連携強化を図り、ベッドコントロールを実施し、厳正に空床管理を行っていきます。

在宅サービスであるショートステイ（8床）についても、地域ニーズに柔軟に対応します。

②地域福祉ニーズへの対応

施設及びショートステイの利用率を高く維持することは、地域の福祉ニーズにしっかりと対応できていることを意味します。空床をできるだけ少なくし、利用者・ご家族に満足して頂けるよう努めます。

法人内施設で連携をはかり、そのニーズに合わせより適切なサービスへの移行も検討します。

③オンライン・ICTの活用

感染症予防のため、家族等の対面会への代替手段としてオンライン面会を導入し、コミュニケーション機会の確保に努めています。外部研修についてもオンライン形式での開催が増えており、スムーズに対応できるようICT環境の整備に努めていきます。感染症予防にあわせ移動距離・時間などの軽減の効果もあり、法人内諸会議・研修のオンライン化も積極的に協力していきます。

【利用者サービス】

①介護関連データを収集・活用することで、介護サービスの質の評価を行い、PDCAサイクルにより科学的介護の取組を推進し、根拠に基づいた介護サービスを提供します。

②介護を行う上で最も難しい認知症への対応力向上に重点を置きます。高齢者人口が増加していく中で、認知症を患う高齢者の数も増えていきます。職員には認知症の専門知識を修得する機会を多く提供し、認知症対応の

充実した施設サービスを目指します。

③充実した余暇の時間を過ごしていただけるよう、個人の趣味や楽しみを尊重したレクリエーションを企画・実現していきます。屋内でもできるレク内容を充実させ美容レク、喫茶レク、クラブ活動の内容充実を図っていきます。生活の中にリハビリの要素を取り入れ、筋トレやラジオ体操、口腔ケア体操等により楽しみながら自助力を高め、重度化の予防に取り組んでいきます。

④食事の提供に関しては、直営給食であるメリットを最大限活用し、各利用者の嗜好や健康面に配慮の行き届いたきめ細かな食事メニューの提供を行っていきます。

⑤看取り介護体制の整備に努め、看取り介護指針に基づくターミナルケアを確実に実施できるようにします。

【地域公益活動】

①社会福祉法人としての地域貢献の取り組み

福祉分野に求められるニーズは広範囲であり複雑化しています。公的なサービスだけでは真に困った人たちに行き届かない現状があることを踏まえ、当施設では社会福祉法人としての公益性を十分に発揮し、特色ある地域公益活動を推進していきます。

②地域課題（ニーズ）の把握と施設機能の開放

地域における関係者との連携の中で課題（ニーズ）を発見し、きめ細かく柔軟に対応していくために、当施設の有する福祉機能を最大限に提供し、地域の中での当施設の存在意義を高めていきます。

社会福祉協議会・地域包括支援センター・居宅支援事業所等と連携し、地域ニーズの掘り起こしを行い、柔軟に対応できるよう取り組んでいきます。

③地域の中にある施設としての役割を認識する

現在、独居高齢者等への無償配食サービスや地域行事（港区民まつり・八幡屋ふれあい交流会・港区福祉のひろばなど）への職員派遣などを実施しています。今後も地域の人々と共にある存在として、地域との協働に努めていきます。

④大阪府災害派遣福祉チームへの協力

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチームに登録しています。

⑤大阪府新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣スキームへの協力

クラスター発生時に自施設ではどうしても人員確保が出来ない場合に、法人間・施設間の助け合う仕組みの

中で応援職員を派遣する、協力施設として登録しています。（レットゾーンであっても派遣協力します）

⑥ボランティア・実習生の受け入れ

福祉に関するあらゆる世代の関心を高め、その裾野を広げる取り組みで、福祉施設が主体的に実現できるものとして介護実習生や地域ボランティアの受け入れがあります。周囲の理解を深めるとともに地域社会との接点となり、活発な交流へと発展する機会として積極的に受け入れていきます。特に福祉関係以外の方々との交流は、お互いの存在を知る良い機会となり、法人の基本方針である「積極的な情報公開」と「透明性のある運営」にもつながっていくものと捉えています。

⑦地域への福祉学習機会提供

福祉教育に関する取り組みは学校や企業、地域コミュニティなど色々な場面で行われています。当施設は、実践における専門集団として技術（車椅子体験など）や知識、最新情報を提供し、福祉の理解をすすめる誰もが住みやすい地域の一助となるよう努めていきます。

【職員確保と育成】

①研修の充実・職員の資質向上と高い専門性の追求

福祉の専門集団を目指すには、正確な知識と技術が必須となります。資質の向上に欠かせない福祉資格の取得には、法人として資格取得支援制度を設けており、個々のレベルアップがひいては施設サービス全体の底上げになると考えています。

②介護を担う人材不足が取り沙汰されており、昨今では福祉系専門学校なども多くの外国人留学生が増えており、多国籍化がすすんでいます。受け入れる当施設においてもこれまで以上に多様な指導力が必要になり、各種指導者等の有資格者を増やし施設全体の指導力アップを図ります。また、外国人の特性を理解して施設の方向性を理解し、適切なサービスが提供できるように共に研鑽していきます。

③紙媒体の求人広告以外にも、インターネット上の多様な求人サイトや就労関係諸団体の実施する採用面接等に積極的に参加することにより、新卒及び中途採用の有用な人材確保に努めます。また採用専用ページなどを活用し長期間にわたり求人情報を発信できるように工夫していきます。

④社協や介護関連諸団体が主催する各種研修会（オンライン研修含む）に職員を積極的に参加させ、最新の情報を介護サービスの実践に生かします。

⑤新人研修ではプリセプター制度の充実を図り、これからの福祉を担う若い人材の育成に努めます。

【建物・設備】

修繕及び改築に向けての計画的な取り組み

昭和 58 年から運営を開始した当施設は、今年で開設から 40 年目を迎えることとなります。設備面でも施設内各所で老朽化が目立ち、補修が必要な箇所も多々出てきています。

近い将来には施設全体の建て替えも視野に入れていく必要があります、具体的な計画を検討するとともに財源確保の準備に努めていきます。

【数値目標】

- ①利用率 95%以上の維持による安定運営
- ②平均介護度 3.7 以上に対応するサービスレベル向上
- ③身体拘束ゼロ宣言（身体拘束廃止推進活動）
- ④誤薬事故件数ゼロ件
- ⑤食事摂取量の向上（残菜率 15%以下）
- ⑥福祉関係有資格比率 50%以上の高い専門性
- ⑦内部研修年間 30 回実施と非常勤職員参加率向上

(2) 中長期運営指針

①笑顔で支援（接遇マナー向上）

笑顔で利用者を支援することは、福祉サービスの基本です。笑顔がもたらす優しさ、温かさ等が利用者を取り巻く環境を良くしていきます。

利用者に穏やかに過ごして頂ける環境を提供することが、私たち職員の役割です。

利用者だけでなくご家族からも信頼していただける職員集団であるとともに、大切にご家族を安心してお預けいただける存在であるよう努めていきます。

②情報公開・広報活動による透明性の高い事業運営

当施設の現状や取り組みを、ホームページや広報紙などを通して外部に向けて情報発信していきます。事業経営や財務、苦情解決など運営面に関わる内容を公表することで透明性を保ち、サービスの質の向上に取り組んでいきます。

③支援が必要な時に相談できる入口から専門的ケアの提供まで、安心して任せられる地域包括システムの構築

1) 介護に関する相談窓口として「港区南部地域包括支援センター」や居宅支援事業所・ランチなど、当法人の港区内事業所で、様々な相談を受け付けています。

2) 在宅系サービスが必要な時は、八幡屋地域と築港地域の「在宅サービスステーション」で居宅支援事業所ケアマネジャーが窓口となり、様々な相談を受け、居宅での生活が継続できるよう支援していきます。

3) 重度化により在宅での生活が難しくなった時は、特別養護老人ホームやグループホームを紹介し、安心して

過ごすことができ、介護者の介護負担も軽減できるサービス提供を行っています。希望される方には看取り介護へつなげる事も可能です。

4) 介護に関する課題は各家庭で急激に起こる場合もあれば、連続的に徐々に進行し複雑化していく場合もあります。当法人ではスケールメリットを活かし、利用者の状況ごとにそれぞれにふさわしいサービスを連続的・多面的にアプローチしていきます。

5) 介護問題に限らず地域ニーズへの相談に対応できる社会資源を持っているという強みを活かし、地域に貢献していきます。

④その人らしい生活、尊厳を支えるサービスの実現

高齢になり永年過ごした家庭という環境で、身近な人々とともに過ごされていた状況をすべて施設で提供することはできませんが、その専門性を活かし、その方に必要な介護の量や質を適切に見極め、安心・安全なサービスを提供できる事が施設の強みとも言えます。

介護保険のケアマネジメントシステムにより、ご本人の生活するうえでの希望や意向、また家族の要望などを出来る限り尊重した形での生活を提供していきます。

⑤安全管理の追求（リスクマネジメントの確立）

リスクに関するデータ（事故報告書・ヒヤリハット報告書）を収集し、定期的にリスクマネジメント委員による検証・見直しを実施することで、利用者の事故防止と、安全面に配慮した環境作りに活かしていきます。また、安全対策担当者研修の受講者を増やしていきます。

施設内での事故やアクシデントだけではなく、地震や台風など自然災害による突発的なアクシデントに対しても、すべてのスタッフが迅速かつ適切に対応できるよう業務継続計画（BCP）をもとに日頃から訓練（シミュレーション）を行い、被害を最小限に食い止められる技術を身につけていきます。

また、高齢者施設は、被害を受けた地域にとっても必須の社会資源であることを念頭に置き、施設機能維持のための業務継続計画（BCP）の点検・見直しを定期的に行っていきます。

⑥虐待防止・身体拘束廃止・人権重視の専門職集団

当法人の理念には「利用者一人ひとりの人格・人権を尊重」することが掲げられています。利用者の人格と人権の重視は、私たち福祉サービスに携わる者にとって、常に根底にあるべきものです。

人権に関する学びは、繰り返す行いことで少しずつ血肉として身に付いていくものであり、時代の経過によって新たな視点に気づかされる事もあります。職員には施設内外での人権に関する研修受講を勧め、常に時代に即した鋭敏な人権感覚を持った職員集団として、利用者の

人格を尊重するサービスを実施していきます。

施設の目標である「身体拘束ゼロ」「高齢者虐待防止」を確実に実行するサービスを提供していきます。

⑦健全で安定した経営による改修計画の遂行

将来の設備入替や改築、建替も含めた大規模改修に関しては、法人全体の方向性や運営方針等に基づき実効性のある計画立案に努めます。安定した運営への努力を継続し資金の確保に努めるとともに、法人本部と連携しながら近い将来の改修・建替に向けた計画実現に着実に取り組んでいきます。

⑧魅力ある職場、働いていて良かったと誇れる施設イメージの定着

利用者の満足度が高いサービスを提供するには、働いている職員が生き生きとしていなければなりません。

介護という対人援助業務は肉体的な負担に加え、感情コントロールが必要な場面も多々あります。身体的・精神的負担が大きいと捉えられがちな職場ではありますが、利用者との心の触れ合いが実感できた時に「働いて良かった」という思いが生まれてきます。働く者一人ひとりの目標を明確にし、職員自身の目標が職場内で達成でき、職員全体でその喜びを共有できる職場体制を構築していきます。

5. 介護サービスの基本的な考え方

(1) 利用者満足度の追求・苦情への対応

利用者満足度を高める方法として、施設内各所に意見箱を設置し、施設に対して意見や要望を出しやすい環境を作ります。集められた意見や苦情に対して真摯に向き合い、解決に向け積極的に取り組みます。また、利用者アンケート・家族アンケートを年1回実施し、受け止めた意見を利用者サービスの見直しに生かすことで、常にサービスの質の向上を図ります。

(2) 健康維持管理サービス

①早期発見、早期治療

加齢により身体機能は回復力や適応力が徐々に低下し、突発的な病状発現、急激に重篤化するなど注意すべき点が多くあります。健康管理など日常的な医療サービスは医師を中心として異常の早期発見・早期治療に努めます。

②その人にふさわしい看護・介護

老化は人格変容をもたらし、認知症状を代表する精神症状の原因となります。老年期の心理特性を理解し、知識習得と対応の習熟に努め、その人らしさを尊重した心のこもった看護・介護を提供します。

(3) 食事サービス

食べることは施設生活をする上で大きな楽しみの一つです。季節感あふれる食事や行事に伴う特別な献立を用意します。自分の好みの物が日常的に食べられる状況に近づけるよう、嗜好調査や選択メニューの提供を増やし、自身で食べたいものを選択する機会を数多く設けていきます。

(4) リハビリ

ADL機能維持と介護予防の実現のため、生活場面でのリハビリから専門職（PT）による施術など多様な形で実施していきます。日常生活の中でも口腔ケア体操やラジオ体操の実施により、自然と身体を動かせるような場面を設定していきます。

(5) 余暇活動等

高齢者はそれまでの人生経験や生活環境の違いにより様々な趣味嗜好があり、楽しみと感ずる事は個人により全く異なります。施設では多彩な余暇活動・レクリエーションを用意することで、いろいろな形で余暇を過ごせるようにしていきます。単調になりがちな高齢者の生活リズムに刺激を与え、メリハリのある生活を提供します。

(6) サービス向上

①福祉サービス第三者評価を2022年度に受審しました。受審過程で多くの改善点に気づき施設サービスの可能性を広げる事が実感できました。客観的な結果を受け止めて、真摯にサービスの質の向上に向けて今後も取り組んでいきます。

②市民オンブズマンを迎え入れ、外部の視点から見た施設サービスへのご意見や疑問を提供して頂き、利用者サービスの向上に繋げる取り組みを継続していきます。

③業務マニュアルの周知徹底を行い、実際に活用していく中で、だれが携わっても一定レベル以上のサービスが提供できるようにします。マニュアルは年1回定期的に見直しを行い、現状に対応した内容となるよう改訂していきます。

(7) 人権重視のサービス提供（身体拘束ゼロ・虐待防止の推進）

①高齢者虐待防止法の周知徹底を図り、定期的な研修の他にも虐待防止に向けた具体的な施策を実施します。虐待の芽となり得る適切ケアを防ぐために、日頃の接遇マナーの向上を重点的に推進します。

②認知症となってもその権利が守られ、希望が尊重され

る暮らしを提供します。

③人権重視のサービス提供を目指して、施設の介護方法や生活環境を見直します。また、虐待につながる不適切ケアを常にチェックし改善する中で、職員に虐待防止の考え方を浸透させていきます。

④身体拘束のもたらす弊害を適切に理解し、身体拘束ゼロに向けた取り組みを強化します。

6. 配置される職員体制について

(1) 求める職員像・適正人員体制

- ・法人の理念を理解し、それを遵守し遂行することのできる職員
- ・利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供できる職員
- ・介護業務の専門性を理解し、介護に関する知識や能力を自主的に深めることのできる職員
- ・常に目標を持ち、自己の課題を乗り越えるため学びや研鑽を重ねることのできる職員
- ・与えられた自分の持ち場で、自分の最大の能力を発揮し取り組むことのできる職員
- ・人権感覚に鋭敏で、利用者の尊厳を常に尊重して接することのできる職員
- ・思いやりの気持ちがあり、他の職員が困っている時に、さりげなく手助けができるなど、チームワークの重要性を認識している職員
- ・リーダーシップがあり、チームの目標に向かって他の職員の先頭に立って働くことのできる職員
- ・法令遵守（コンプライアンス）をきちんと理解し、勤務先だけでなく社会生活においても遵守することのできる職員

以上のような能力と適性を持った職員集団を作るため、法人内研修の充実及び幅広い採用活動を進めていきます。

・介護保険法その他の法令に基づき、必要な職種・人員を確保し、利用者に適切なサービス提供ができる体制の維持に努めていきます。

(2) 会議・委員会・研修・資格

【法人】

法人全体での経営状況の検討や収支報告、課題検討、福祉情報の共有などを目的に各種会議を設けています。

①毎月開催会議

- ・法人内施設連絡会議
- ・介護保険事業部会議
- ・研修企画部会議

②年6回開催会議

- ・法人内事業部長会議
- ・法人内主任会議
- ・法人内栄養士会議

【施設内】

施設の方向性や直面する課題解決のため多職種協同により協議できる場面を設けています。カテゴリ毎に役割を分担し様々な意見や考え方を集約することで、施設全体としての分析や見直し作業を実施していきます。

①毎月開催会議・委員会

- ・職員会議
- ・給食会議
- ・防災会議
- ・拡大主任会議
- ・ケアマネ会議
- ・ケア向上会議
- ・ケース検討会議
- ・月間ふり返り会議（フロア単位）
- ・入所判定委員会
- ・衛生管理委員会
- ・リスクマネジメント委員会
- ・身体的拘束廃止・適正化委員会
- ・褥瘡予防委員会
- ・感染症・食中毒予防対策委員会
- ・虐待防止・接遇向上委員会
- ・業務改善委員会
- ・マニュアル委員会

②随時開催会議・委員会

- ・サービス担当者会議
- ・苦情解決委員会
- ・広報活動委員会

③研修計画

利用者の人権を尊重し多様性を認め合うためには、施設内外での教育機会が必要となります。専門家による講義により最新の知識や技術、社会福祉動向を身につけ専門性の向上を図ります。

施設内研修においては、これまでに蓄積したノウハウを集約した業務マニュアルに則り、手順の統一化を図り、業務の標準化をすすめていきます。次の段階として、業務の効率化とサービスレベルの底上げを行っていきます。研修受講による技術修得と同時に、講師役となった職員は知識や技術を伝承していくことの大切さを感じ取ることで指導的な役割を学ぶことができます。

④資格取得支援

職員の平均レベルを引き上げ実績に基づいた技術を確保するため、職員自身の励みともなるよう各種資格取

得を支援していきます（介護福祉士、介護支援専門員、認知症介護基礎研修、防火管理者など）。資格手当や取得にかかる勤務日調整、受験費用の負担など法人による支援制度を活用し、有資格者を着実に増やすことで施設の専門性を担保する指標としていきます。

（３）法人内事業部・事業所間の連携

法人内事業部（介護保険、生活福祉、研修企画）間での連携により法人としての方向性を確認し、今後の進むべきあり方を日々研鑽し創造していきます。

また、法人のスケールメリットを活かし、どんな福祉相談に対しても対応し、必要機関に繋げることのできる地域の福祉拠点を目指します。

7. 危機管理

（１）事故防止等安全対策

介護事故防止に向け、リスクマネジメント委員会を中心として事故の原因を分析し予防対策を検討し実施していきます。特に転倒・転落による骨折など重大な結果を引き起こす事故をなくしていきます。

誤薬・配薬ミスをなくすため、生活支援部門と医療部門とが協力し、事故事例の検討と実践的対策を実施していきます。

（２）個人情報保護・情報管理の徹底

介護サービスを提供するにあたり、利用者本人やキーパーソンとなる家族からセンシティブな情報を入手することは少なくありません。サービス実施の上で必要な情報には、扱いを間違えると悪用されるような個人情報まで含まれていますので、特に取り扱いには注意を払う必要があります。

法人規程や取り扱いマニュアルに則り徹底した情報管理を行います。施設内 PC には情報セキュリティソフトを導入し、データ操作のログ管理をおこない万が一の情報漏洩時にはそのポイントを特定できるような対策を十分に行っていきます。

（３）自然災害発生時業務継続計画（BCP）

自然災害発生によるライフラインのストップなどを想定し、自然災害時業務継続計画を策定し突然の事態にも施設業務を継続できるように備え、緊急時にも対応できるように訓練（シミュレーション）を行います。

（４）防災災害等緊急時の対応

災害時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の総合訓練や夜間想定訓練を定期的実施

し、消防機関の立ち会い訓練を年 1 回実施します。同一敷地内の港地域在宅サービスステーション、第 2 愛港園、ときめき、隣接する社宅との合同消防計画を策定し、相互に応援態勢を取れるよう連携を強化していきます。また、人命安全防護のための教育を実施することで、高い防災意識を維持していきます。

阪神・淡路大震災、東日本大地震、熊本地震など日本各地で大規模な地震・台風・豪雨が多発している現状を教訓に、自然災害発生時の対策も強化しています。東南海地震の被災を想定した地震防災訓練を実施、備蓄物品として利用者・職員の 5 日分の食料とオムツなど介護用品を保管し有事に備えます。また、災害時には緊急入所施設・福祉避難所として地域住民の安全を確保できるよう準備しています。

（５）災害に強い施設づくり

2018 年度大阪を襲った台風 21 号上陸の際には、当施設でも館内全体が停電となり、運河に面した窓ガラスは強風や飛来物により複数枚が破損するなど、大きな被害をもたらしました。このような台風被害だけに限らず、想定される南海トラフ地震への対策や、ベイエリアという立地から考えられる水害や自然災害に強い施設づくりを目指します。

停電などのアクシデントに見舞われた事を教訓に、緊急時用ポータブル発電機を購入し、法人全体で被災施設・事業所や所在地域へのバックアップ体制を構築し、最小限の被害で乗り越えられるような強靱な体制づくりに努めています。

（６）感染症への対応

感染症への基本的な予防策を徹底していきます。

感染症を施設内に職員が持ち込むことのないよう、常日頃より体調管理に努め、出勤時の検温・うがい・手洗いから業務中のマスク着用、館内の消毒など基本的な感染症予防対策を徹底して予防・まん延防止に取り組みます。マスクやガウン、消毒用アルコールなど備蓄物品は定期的に在庫確認を行い、職員には感染対策の知識を浸透させるために計画的な研修によりいざという時に即応できる体制を整えます。感染症発生時の業務継続計画（BCP）に基づき、施設サービスの提供を継続します。

地域で感染症の流行が起こった際にも地域の利用者が利用しやすい施設サービスの提供が可能となるよう努めます。

（７）防犯に関する対策

利用者にとって生活の場である福祉施設では、外部か

らの不審者の侵入や施設内備品の盗難など防犯への対策も必須課題の一つです。

施錠や巡回監視など初歩的な防犯対策を取るとともに不審者の侵入を未然に防ぐよう照明やセンサーライトといった設備を設置しています。万が一危害を加えるような第三者を発見した場合は、直ちに第2愛港園やみなと在宅と連携をとり、警察への通報など適切な対処を行えるよう平常時より密に連携を取り合っています。また防火意識の向上や防火教育の一環として防火管理者有資格者を増やし、専門知識に基づいた防火管理体制を強化していきます。

(8) 応援・協力体制の強化

自然災害や感染症など突発的に起こる事案に対して、大阪府・府社協との協定に基づき外部組織への応援・協力を積極的に応じていきます。他施設の一時的な職員減や必要物品不足などに協力し難局をともに乗り越えていきます。

8. その他(独自事業など)

(1) 災害時福祉避難所としての地域支援

当施設では港区地域支援課と協定を結び、「災害時福祉避難所」として災害時の要援護者の受け入れを行う体制を整えています。災害時の地域避難所へ避難しても十分な支援を受けることが困難な場合に、要援護者を設備の整った環境で受け入れ、手厚いサポートを提供することのできる施設として、地域への貢献を果たしていきます。

(2) LSA 池島南住宅サポート施設としての役割

港区池島南住宅内の1～2階フロアは、障がい等により単独での生活が困難な方々に向けた住居棟となっています。そこでは大阪市の委託により当法人の職員が住宅内に常駐し、LSA（ライフサポートアドバイザー）として、各戸の生活支援や個別訪問、緊急時対応などを行っています。当施設は、夜間・日中を問わず、LSAからの応援要請があれば施設職員が駆けつけ対応するなど、LSAのサポート施設としての役割を果たします。

年間計画 No.1 (標語)

保健衛生に関する標語

4月	手足を清潔にし、水虫を予防しましょう。
5月	過ごしやすい季節です。適度に体を動かしたり、日光浴をしましょう。
6月	梅雨の季節です。食中毒に注意しましょう。
7月	暑くなる季節です。栄養・水分を十分に摂りましょう。
8月	十分な水分補給をし、脱水に気をつけましょう。
9月	便秘予防の為、適度な運動をし、食物繊維の多い食事を摂りましょう。
10月	過ごしやすい季節です。体を動かし、外の空気にふれましょう。
11月	涼しくなる季節です。気温調節に気を配りましょう。
12月	感染性胃腸炎、インフルエンザの季節です。うがい・手洗いを励行しましょう。
1月	空気が乾燥する季節です。部屋の湿度・温度調節に気を配りましょう。
2月	寒い日が続きます。室温の差に気をつけましょう。
3月	花粉症の季節です。外出時には花粉対策をしましょう。

栄養四季別標語

4月	春野菜を食べて体調を整えましょう。
5月	食事は味わって、心と体を健康に。
6月	カルシウムを多くとり、骨粗しょう症を予防しましょう。
7月	みんなで防ごう食中毒。
8月	水分を多くとり、脱水に気をつけましょう。
9月	十分な栄養摂取・水分の補給に努め便秘を予防しましょう。
10月	バランスよく食べて、生活習慣病を予防しましょう。
11月	実りの秋 心と体にエネルギーを取り入れましょう。
12月	好き嫌いなく食べるように心がけましょう。
1月	バランスよく食べて、風邪予防に努めましょう。
2月	十分な睡眠、ビタミンを摂取し、冷え性を予防しましょう。
3月	ゆっくりよくかんで食事をとりましょう。

年間計画 No.2

	施設運営	行事・イベント	保健衛生	食事サービス	
	ケアの重点項目			栄養関係	特別献立
4月	広報紙発行 接遇マナー向上 年度方針説明周知 家族へ近況報告・預り金収支報告	お花見	春季健康診断 リハビリチェック		創立記念日 お花見
5月	前年度事業分析 施設自主点検 レク・クラブ・喫茶活動促進	軽食レク	他医療施設受診状況調査	残菜調査 嗜好調査	憲法記念日 母の日 卓上:メッセージカード
6月	利用者アンケート 家族アンケート 居室整理整頓(衣替え) 感染症予防対策	ゲーム大会	食中毒防止強化	食中毒防止強化月間	父の日
7月	広報紙発行 家族との交流促進 家族へ近況報告・預り金収支報告	納涼会(模擬店)	食中毒防止強化 脱水防止	食中毒防止強化月間	七夕 海の日 土用の丑 納涼会(模擬店) 卓上:短冊とおはし
8月	業務マニュアル見直し 虐待防止チェック 居室整理整頓(大掃除)	軽食レク	食中毒防止強化 脱水防止	食中毒防止強化月間 嗜好調査	山の日 お盆
9月	業務継続計画(災害時・感染症時)訓練 ADL状況のチェック 居室整理整頓(衣替え)	敬老祝賀会 家族懇談会	食中毒防止強化 脱水防止		敬老の日 秋分の日 お月見 卓上:敬老カード

	施設運営	行事・イベント	保健衛生	食事サービス	
	ケアの重点項目			栄養関係	特別献立
10月	上半期事業分析 広報紙発行 施設外活動促進 家族へ近況報告・預り金収支報告	ハロウィンレク	秋季健康診断 健康診断(レントゲン)		ハロウィン
11月	法人内部監査 感染症予防啓発・対策 居室整理整頓（衣替え）	軽食レク	精神衛生月間 インフルエンザ予防接種 感染性胃腸炎予防	残菜調査 嗜好調査	文化の日 介護の日
12月	次年度事業計画検討 接遇マナー向上 感染症予防啓発・対策 居室整理整頓（大掃除）	クリスマス会 もちつき	個人体調確認 インフルエンザ予防 感染性胃腸炎予防		冬至 クリスマス 年越し 卓上：クリスマスカード
1月	広報紙発行 業務継続計画訓練 感染症予防対策 家族へ近況報告・預り金収支報告	初詣 新年祝賀会 書き初め大会	インフルエンザ予防 感染性胃腸炎予防 循環器疾病要注意		おせち料理 七草 卓上：年賀状
2月	振り返りと次年度目標設定 感染症予防対策	豆まき 港住吉神社節分祭	インフルエンザ予防 感染性胃腸炎予防 循環器疾病要注意	嗜好調査	節分 聖バレンタインデー 建国記念の日
3月	業務マニュアル見直し 居室整理整頓（衣替え） ADL 状況のチェック	ひなまつり	インフルエンザ予防 耳の衛生		ひな祭り 春分の日
備考		随時：介護美容レク		誕生会（月1回）	

年間計画 No.3 (クラブ活動)

クラブ	実施曜日時間帯	内容	実施場所	備考
書道	奇数月に月 1 回実施	書道 (毛筆) ・ペン字 家族宛はがき作成 (暑中見舞い・年賀状・絵手紙)	4 階談話室 1 階集会室	
音楽	毎週日曜日 14:30~15:30	音楽鑑賞	4 階談話室 1 階集会室	
美術	偶数月に月 1 回実施	飾り制作 (端午の節句・七夕・クリスマス・ひな祭り) 似顔絵描画・塗り絵	各階食堂	
園芸	第 1・3 火曜日 10:30~11:00	草花の種まき 花壇の水やり	1 階園庭 各階ベランダ	
その他				

年間計画 No.4 (研修・防災計画)

	施設内研修テーマ	施設外研修	防災・防犯対策
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接客マナー向上 ・ 当該年度事業計画について ・ 介護技術の基本 (食事・排泄・入浴) 		消防計画書策定 管理者教育 防災設備総合機器点検と取扱説明 BCP(業務継続計画)説明
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護技術の基本 (移動・服薬) ・ 記録・報告書の書き方 ・ 感染症予防対策 ・ 虐待防止① 	新任職員研修 府社協老人施設部会総会	視聴覚指導 防災訓練
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアの基本 ・ 薬の効果・副作用・誤薬防止 ・ 緊急時対応 (BCP 含む) 	感染症・食中毒予防対策研修 介護事業者等集団指導 大阪市企業人権協研修	台風対策訓練 応急手当講習 (AED) 消防立ち入り検査
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の疾病・健康管理について ・ 身体拘束廃止① ・ 褥瘡予防 	近畿老人福祉施設研究協議会 保健師・看護師研修会	合同防災訓練 (サポートセンター立ち会い) 自衛消防隊員教育

	施設内研修テーマ	施設外研修	防災・防犯対策
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔ケア（外部講師） ・介護保険制度について ・リスクマネジメント① ・ショートステイ受け入れの留意点 	近畿ブロック経営研究会セミナー	防災訓練
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練・災害時対応（BCP含む） ・個人情報保護とプライバシー保護 ・看取り介護指針と総括 	栄養士・調理師研修会 人権・同和問題企業啓発講座	防災月間 BCP地震津波災害対策訓練（感染症含む）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒予防 ・身体拘束廃止② ・高齢者の人権尊重① 	特定給食講演会 人権・同和問題企業啓発講座	防災設備機器点検 港区自衛消防競技会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・誤嚥性肺炎の予防 ・栄養ケアマネジメント ・コンプライアンスの徹底 	感染症予防対策講習会 リスクマネジメント研修会 ノロウイルス講習会	防災訓練 秋季全国火災予防運動 自衛消防技術競技会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設での生活保護法 ・リスクマネジメント② ・メンタルヘルス ・行事・レクの総括 	介護技術に関する研修会 個人情報保護研修会	年末年始災害防止特別警戒 視聴覚指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・成年後見人制度 ・高齢者の人権尊重② ・腰痛予防 	高齢者ケアに必要な医療知識 研修 障がい者・高齢者虐待防止・ 権利擁護講演会	年末年始災害防止特別警戒 BCP地震津波災害対策訓練（感染症含む）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決 ・虐待防止②（外部講師） 	人権研修	防犯訓練
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の取り扱い（外部講師） ・プリセプター制度と人材育成 		春季全国火災予防運動 防災訓練（消防署立ち会い） 自衛消防・災害訓練総括
備考	ゴシック：第2愛港園拠点・みなと在宅拠点との合同開催	認知症介護基礎研修 身体拘束廃止 防火管理者講習 各種指導者養成講習 安全対策担当者研修	

年間計画 No.5

	施設機能の開放			地域公益活動
	実習生	ボランティア	地域交流	
4月				
5月				
6月	中学校職場体験	傾聴ボランティアミーティング		
7月	看護学校実習			港住吉神社夏祭り協力
8月	大学インターンシップ	図書ボランティアミーティング		
9月		演芸ボランティア 傾聴ボランティアミーティング		
10月	看護学校実習	市民オンブズマン 6ヶ月ミーティング	みなと区民まつり	みなと区民まつり運営協力 みなとクリーンUP大作戦
11月	看護学校実習			港区健康フェスタ
12月	成年後見支援センター実習	傾聴ボランティアミーティング		
1月	職業指導センター実習			
2月		図書ボランティアミーティング		八幡屋交流会運営協力 みなとクリーンUP大作戦
3月		傾聴ボランティアミーティング		
備考		図書ボランティア(月2回) 傾聴ボランティア(月1回)	市民オンブズマン (月1回)	無償配食サービス(毎週2回)